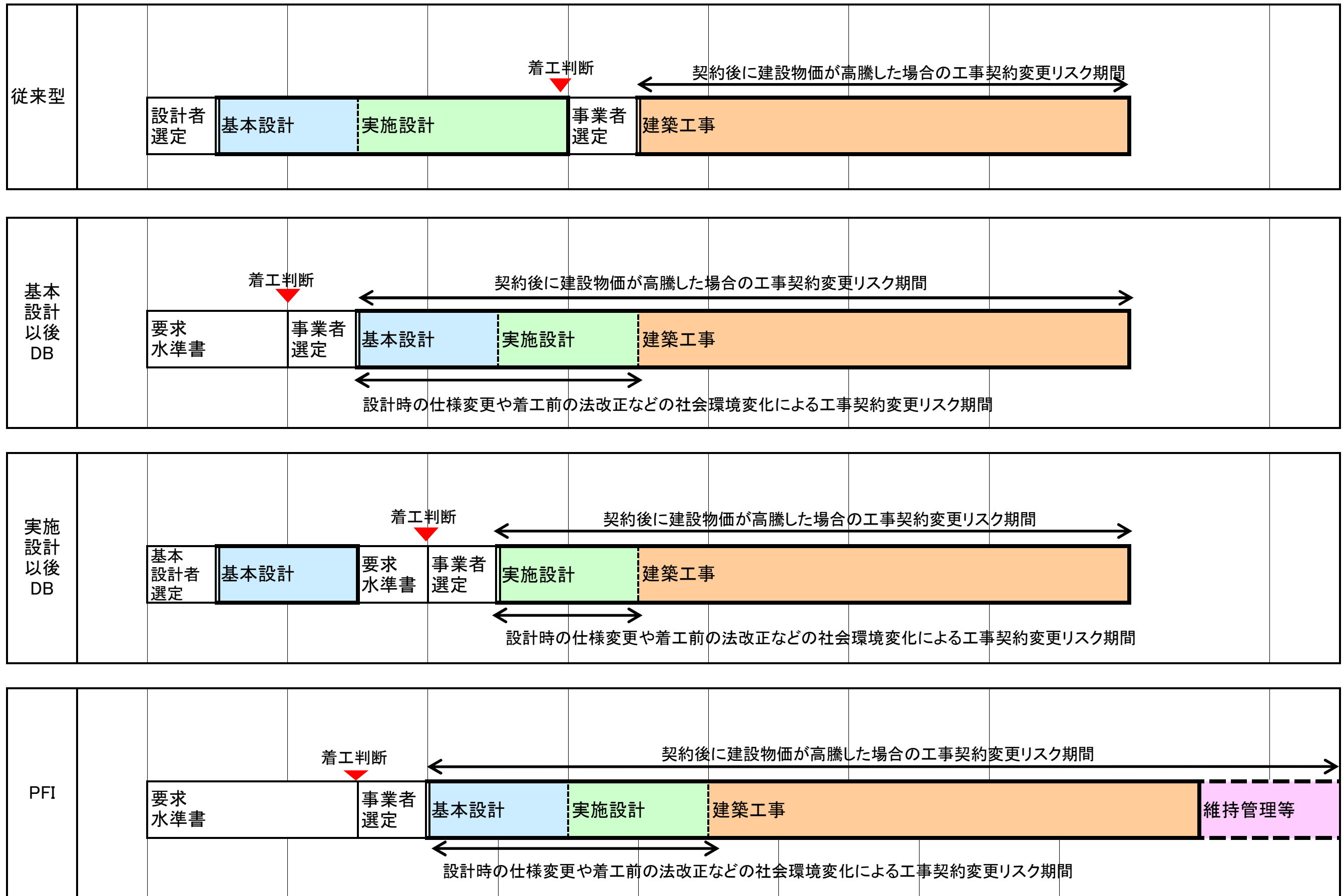


従来型、DB、PFIにおける着工判断時期及び工事契約変更リスク等の比較



(注) 国は、スライド条項(公共工事の契約期間中に物価水準が著しく変動した場合、受注者が代金額の変更を発注者に請求できるよう定めた契約条項)の実施を自治体等に勧告しているため、従来型、DB、PFIのいずれの発注方式の場合も、契約後に建設物価が高騰した場合には、原則としてこの条項が適用され、事業者からの要請によって工事金額の変更に応じる義務が発生する。